**令和５年度第３回大阪府環境審議会気候変動対策部会　議事概要**

**１．日　時：令和６年２月９日（金）10時00分～11時42分**

**２．場　所：WEB会議オンラインシステムによる開催**

**３．議　題：**

**（１） 府域における令和５年度夏の暑さ対策の取組実績及び令和６年度計画について**

**【資料１、参考資料１】**

**（２）報告事項**

**・おおさか気候変動対策賞特別賞（愛称：“涼”デザイン建築賞）に**

**おけるZEB・ZEHの評価について**

**【資料２－１】**

**・建築物省エネ法改正に伴う大阪府建築物環境性能表示の見直しについて**

**【資料２－２】**

**・令和６年度の大阪府の脱炭素社会の実現に向けた施策について**

**【資料２－３】**

**（３）大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく事業者の顕彰にかかる審査について**

**【資料３－１～２】**

**４．委員からの意見要旨**

**（１）府域における令和５年度夏の暑さ対策の取組実績及び令和６年度計画について**

【委員】

* 熱中症対策について飛躍的に進んでいる状況がよく分かったが、アラートの発信に関することはＳＮＳ等ということで、ツールとして使い込んでいる層には届きやすいが、高齢の方、一番リスクの高い方々にどうやって伝えるかというのが、課題として残ってる。
* 取組⑥で特に注意喚起が必要な方を中心とした広報媒体による啓発が検討されてるが、こういう方々が普段から見るとすれば、例えばテレビやラジオとかの協力を得るというのも一つ手としてあるのではないか。
* もう一点は、高校の体育館で気温が27度または湿度70％以上でのエアコンの使用という説明があった。室温が28度以上でリスクが生じるため、気温が27度であっても、日射が非常に強い時期は、簡単に室温は30度を超えることもあり、運用上気をつける必要があると考える。

【事務局】

* 熱中症警戒アラートについては、府から直接依頼はしていないが、今年度特に暑かったということもあり、テレビやラジオ等でお天気コーナーに限らず発信されていた。
* ＳＮＳ等をあまり見ない方もいるため、府政だより７月・８月号で暑さに関する注意喚起を掲載している。府政だよりに掲載すると府に電話で問い合わせがあり、熱中症警戒アラートについて教えてほしいなどの声も聞くため、このような広報誌は見ていただけていると考えている。また、民生委員の方に高齢者の自宅に訪問いただいて注意喚起もしており、効果は一定あると考える。
* 体育館のエアコン運用の件では外気温が27度と説明したが、室温での考え方はそのとおりなので、注意していきたい。体育館には屋内用の暑さ指数計を見えやすいところに置くようになっており、それらも併せて運用している。暑さ指数が31度を超えると運動は一旦中止するなど、ガイドラインに基づいて徹底している。

【委員】

* 建物内の空調が効いてるところに避難するという場合に、国ではシェルターという用語を使っていたが、p.21ではクールオアシスプロジェクト、タイトルがクールスポットとなっている。用語が混乱しているため、クールスポットは屋外で使われる用語で、建物で使う用語として、何か統一されたほうがいいのではないか。どちらかというとp.22がクールスポットの説明なので、整理される際には気をつけていただきたい。

【事務局】

* クールスポットは屋外で使われることが多いというのはそのとおりのため、表現については今後検討していく。

国のクーリングシェルターという言葉については、国の熱中症対策推進検討会でも同様の意見が出ており、今後は法に基づくものをクーリングシェルターと呼び、それ以外は呼ばないようにしていく、環境省の出す資料では言わないようにしていくという説明もあったため、表現については府でも考えていく。

* クーリングシェルターとクールオアシス、国がやろうとしている法に基づくものと大阪府独自のものがあり、混乱もあるかもしれないが、ここは意図的に使い分けていきたいと考える。シェルターは家にエアコンがないような方が避難できる場所として法に基づいて設置されるもの。一方、府が実施するクールオアシスは、出先で暑さによる体調面の不安を感じるときに、一時的にしのいでもらえるような場所として、例えば調剤薬局などに協力をお願いしており、ずっと居てもらうことは想定していないため、意図的に言葉を使い分けて、今後も普及や運用をしていきたいと考える。

【委員】

* 注意喚起や啓発では、年代、年代の行動に合わせた多様な、効率的なやり方をさらに考えていっていただきたい。赤ちゃん駅マップへの暑さ指数の情報が来年度以降どうなるか分からないということだったが、情報がちゃんとできているのであれば、例えば母子手帳等に入れるということもありかなと考える。

【事務局】

* 情報が母子手帳に載ってるかというのは確認できていないが、先ほど説明した防災アプリの紹介は府域の保育園にも発信して、ある園では壁にアプリのチラシを貼っていただいてると聞いている。赤ちゃんも熱中症の危険性があるため、幅広い年代の方に伝わっていくように広報活動をしていきたい。

【委員】

* P.22の森林環境税を使って緑化をする取組は非常にいいが、今年度は比較的小規模なものを51か所と非常に多く取り組まれたが、来年度は大規模なものにして４か所程度となっており、費用効率性等の考えもあると思うが、せっかく小規模でたくさんの実績もあるので、来年度この補助制度を利用するに当たって、申請のハードルがもしかしたら上がって、大規模なものしか認めない、駅前広場のようなものしか認めないというニュアンスになってしまうと、小規模な事業者さんがこつこつやるような取組が場合によっては排除されかねないと懸念する。

【事務局】

* 森林環境税を使った猛暑対策事業は数年前から実施しており、今年度記録的な暑さであったことや、再来年度、万博で大阪府を訪れる方が極めて増えるのではないかということで、万博開催を見据えて、府民はじめ訪れていただいた方の安全性も考慮して、大きいところを重点的にやっていきたいと考えている。小さいところが応募しにくいという点については今後検討していきたい。

【委員】

* 大阪ヒートアイランド対策推進計画でも、地表面の緑化等を非常に重視してもっと増やさないといけないことになっていたので、ぜひ様々な取組をお願いする。

**（２）報告事項**

**■おおさか気候変動対策賞特別賞（愛称：“涼”デザイン建築賞）におけるZEB・ZEHの評価について**

■**建築物省エネ法改正に伴う大阪府建築物環境性能表示の見直しについて**

【委員】

* ラベルは先行してやっているのに引き降ろすというのは若干気になるが、事業者の利便性等も考えて重複するところは避けたほうがいいので、今回の提案に賛成する。オプションでの表示という形で、先行してやってきたということ、自信を持って絵にも載せるべき。提案は賛成。

【事務局】

* 国のラベルが今回新しくできることで、重複項目があり、業界団体からも広告紙面を圧迫するということで何とか統一してほしいという要望があったため、それを踏まえてラベルのデザインについては具体的に検討していきたい。

【委員】

* 同じく賛成ですが、府のラベルも親しみがあり、広告を見るときに必ずチェックしていたので、なくなってしまうと残念に感じる。こう変わりますというような、一般の人向けの広告というか宣伝を何かしていただきたい。４月１日からだと期限も迫っているが、何かする予定はあるか。

【事務局】

* 例えば代表的な住宅情報誌ですと、府のラベルが分譲マンションなどの広告にほとんど載っており、10年続いていることも併せてこのラベルの認知度も高くなっていると感じている。引き続き、CASBEEの評価に基づく府のラベル評価は続けた上で、国の情報も合わせて１枚のラベルにして、業界の意見や要望に基づいて負担を軽減していきたいと考える。
* ラベルデザインのお披露目について今考えているのは、報道提供などでできるだけ早めに提供させていただく。もちろんホームページなどで周知をしていく、あるいは業界団体に協力を得て周知をしていく、様々な方法があるため、できるだけ新しいラベルが速やかに広く行き渡るように検討していく。

【委員】

* 例えば印刷物だと時間がかかると思うので、仮にいつまで経過措置を取るとか、いつから本格的に運用とか、その辺のスケジュール感はあるか。

【事務局】

* まず国のほうでは４月１日から確認申請をされる新築について、努力義務ではあるが適応される。すぐには広告には載らないので、６月以降頃から国のラベルが出始め、今後メジャーになってくると考えられる。
* 府のラベルは今考えている経過措置としては、継続中のCASBEEの案件については新しいラベル、４月１日以降に発行するラベルからは新しいラベルで適用していきたい。
* オプションについては、新しいラベルデザイン、国の情報を取り入れたラベルデザインの様式を考えているが、引き続き現行のラベルというのは継続していく予定のため、オプションで事業者が任意選択できるようにして、事業者が希望する場合は現在継続中のCASBEEの案件からできれば適用していきたいと考える。

【委員】

* 事業側もだが、一般の方々に混乱が生じないように、ある程度情報発信は必要と思う。

【部会長】

* 国のものをベースにして、説明されたような方法で進めていただきたい。建築物は府・県またがって検討する方もいるため、比較可能性の向上にも役に立つと考えられる。

■**令和６年度の大阪府の脱炭素社会の実現に向けた施策について**

【部会長】

* 資料２－３脱炭素経営の促進の箇所、中小事業者高効率空調機導入支援事業と中小事業者脱炭素重点対策促進事業で補助した事業者には、クレジットを活用した脱炭素経営促進事業に協力いただけるように声がけしてはどうか。

【事務局】

* ご指摘の２つの補助を実施する際に、まず申請書類等の中に、可能な範囲でクレジット事業に協力していただきたいという内容を入れたいと考えている。補助した事業者には、ぜひクレジット事業にも貢献いただきたい。

**（３）大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく事業者の顕彰にかかる審査について**

**【非公開】**

■選考方法

気候変動対策における緩和分野、適応分野において実施した取組みについて、貢献度、波及性、持続性、刷新性の４つの審査基準に基づいて評価し、他の事業者の模範となるものを選考する。

■選考経過

①令和５年度おおさか気候変動対策賞に応募があった事業者等について、審査資料を基に、取組内容の評価点（①貢献度 ②波及性 ③持続性④刷新性の４つの観点からそれぞれAA～Dの５段階で各委員が評価）をもとに、審査を行った。

②委員による審査の結果、緩和分野においては、大阪府知事賞が２事業者、優秀賞に２事業者、特別賞に６事業者、適応分野においては、優秀賞に１事業者を選考した。